

# 所得の低いかたの均等割額の軽減

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。軽減の申請手続きは不要です。軽減判定の対象となるかたの所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	34,720円/年

- ※1 ●均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。  
●専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。  
●65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
- ※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。  
①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。  
②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。  
③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

## 保険料の計算例

### ●例1 被保険者が単身世帯で、年金収入額210万円の場合

公的年金等に係る雑所得の金額 210万円-110万円(公的年金等控除)=100万円

均等割額 均等割軽減判定: 100万円-15万円(特別控除)=85万円⇒2割軽減に該当  
均等割額: 43,400円-(43,400円×0.2)=34,720円

所得割額 所得割額: 100万円-43万円(基礎控除)=57万円  
⇒57万円×8.39%=47,823円

均等割額	所得割額	合計	年間保険料額
34,720円	47,823円	82,543円	82,500円

### ●例2 被保険者である夫婦二人世帯で、夫の年金収入額210万円、妻の年金収入額80万円の場合

夫 公的年金等に係る雑所得の金額 210万円-110万円(公的年金等控除)=100万円

妻 公的年金等に係る雑所得の金額 80万円-110万円(公的年金等控除)=0円

[夫の保険料額]

均等割額 均等割軽減判定: 夫 100万円-15万円(特別控除)=85万円  
夫 85万円+妻 0円=85万円⇒5割軽減に該当  
均等割額: 43,400円-(43,400円×0.5)=21,700円

所得割額 所得割額: 100万円-43万円(基礎控除)=57万円  
⇒57万円×8.39%=47,823円

[妻の保険料額]

均等割額 21,700円 (夫と同額)

所得割額 0円×8.39%=0円



	均等割額	所得割額	合計	年間保険料額
夫	21,700円	47,823円	69,523円	69,500円
妻	21,700円	0円	21,700円	21,700円

(年間保険料額は100円未満切捨て)